

平成28年（ワ）第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原告 部落解放同盟 外247名

被告 示現舎合同会社 外2名

証拠説明書 14 (甲147～158)

2018（平成30）年8月7日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲147	陳述書	原本 2018年8月 4日	今井 利三	本件に関する事情全般	原告番号071
甲148	陳述書	原本 2018年7月 23日	岡本 一志	本件に関する事情全般	原告番号076
甲149	陳述書	原本 2018年7月 12日	音野 修平	本件に関する事情全般	原告番号077
甲150	陳述書	原本 2018年8月 2日	小野 栄一	本件に関する事情全般	原告番号078
甲151	陳述書	原本 2018年7月 26日	表西 貴文	本件に関する事情全般	原告番号079
甲152	陳述書	原本 2018年7月 30日	小林 道弘	本件に関する事情全般	原告番号082

甲153	陳述書	原本	2018年8月 3日	谷川 雅彦	本件に関する事情全般	原告番号088
甲154	陳述書	原本	2018年8月 2日	鶴岡 弘美	本件に関する事情全般	原告番号090
甲155	陳述書	原本	2018年7月 26日	林 大策	本件に関する事情全般	原告番号099
甲156	陳述書	原本	2018年7月 17日	安田 幸雄	本件に関する事情全般	原告番号111
甲157	陳述書	原本	2018年8月 7日	西田 義則	本件に関する事情全般	原告番号97
甲158	陳述書	原本	2018年8月 7日	丸岡 康一	本件に関する事情全般	原告番号107

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外 2 4 7 名

被 告 示現舎合同会社 外 2 名

証 拠 説 明 書 1 5 (甲 1 5 9)

2 0 1 8 (平成 3 0) 年 8 月 7 日

東京地方裁判所民事 1 3 部 御中

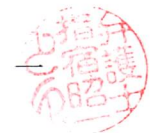
原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫



同 山 本 志 都



同 指 宿 昭



同

中 井 雅 人



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 159	意見書	原本 2018 年 8 月 10 日	吉田勉	① 国の同和問題にかかわる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、法律が施行され、政策が遂行されてきたこと。 ② その過程で、「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」がどのように定義されてきたのか。 ③ 「全国部落調査」が同和問題にかかわる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたか。	

意見書

平成 30 年 8 月 10 日

東京地方裁判所民事第 13 部合 B 係 御中

埼玉県さいたま市岩槻区本丸 4-5-55

吉田 勉



1. はじめに 本意見書の目的

- (1) 自己紹介
- (2) 本意見書の目的

2. 1965 年の「同和対策審議会答申」

／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の現代的定義および歴史的定義

- (1) 前文／「同和問題」「関係地区住民」の現代的定義（第 1 の定義）
- (2) 「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的定義（第 2 の定義）
- (3) 「一 同和問題の本質」
／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的・現代的定義（第 3 の定義）
- (4) 「答申」における「全国部落調査」の評価と位置づけ
- (5) 「答申」／差別は許しがたい社会悪、差別を司法的に救済する道の拡大

3. 同和三法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

- (1) 同和対策事業特別措置法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (2) 「地域改善対策特別措置法（地対法）」「今後における地域改善対策について（意見具申）」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

4. 一般対策移行後の関連法令における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

- (1) 1996 年の「意見具申」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

5. 「部落差別解消法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

6. まとめとして

1. はじめに 自己紹介と本意見書の目的について

- (1) 自己紹介

この意見書の目的を書く前に、まず意見書執筆者である吉田勉の自己紹介をしておきます。私は 1974 年に埼玉県に所在する大宮市役所（当時）に入職し、翌 1975 年より 2 年間にわたって、社会同和教育を担当し、大宮市内の同和地区にある隣保館を会場に、地区児童を対象とした子ども教室や、地区成人女性などを対象とした料理教室・茶道教室などの運営に携わりました。また、大宮市・浦和市・与野市・岩槻市が合併したさいたま市においては、2007 年より 3 年間にわたって、さいたま市教育委員会生涯学習部人権教育推進室長として、学校人権教育・社会人権教育を所管し、また、さいたま市見沼区に所在する同和地区集会所、さいたま市岩槻区に所在する同和地区集会所の運営を統括する立場にありました。また、大宮市・さいたま市に勤務のかたわら、私はライフワークとして、長年にわたって、部落史や部落問題・同和教育・人権教育の研究を続けてきました。さいたま市役所を 2009 年に定年退職し、その後、さいたま市市立南公民館勤務（再任用）を経て、2010 年より東日本部落解放研究所の事務局長を務めるとともに、慶応大学特別招聘講師、学習院大学非常勤講師として、部落史・部落問題などの講義を担当しております。

（２）本意見書の目的

被告である示現舎合同会社、宮部龍彦、三品順らは、平成 28 年 6 月 28 日付の「答弁書」の「第 2 本案前の抗弁の理由」「1 当事者適格性がないこと」において、「部落解放同盟らは『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』である旨を主張するが、そのような身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない。従って、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることはあり得ない。／その上で、本件の請求は、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることを前提にしているため、部落解放同盟らは原告適格を欠いている」としています。また、「2 訴えの利益がないこと」において、被告らは「そもそも、原告らは『全国部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全国部落調査』の内容にも、一切原告らのことは触れられていない」としています。

この被告らの主張は、まず、2016 年（平成 28）年 4 月 19 日付の「訴状」の「請求の原因」「第 1 当事者」「1 原告ら」において、原告らによる、「原告解放同盟」は「部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的構成団体」であり、「原告組坂繁之」ら 211 名は「被差別部落出身者」であるとの自己定義に向けられています。被告らの主張には、明らかな誤りが 2 つあります。1 つは、原告らは「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」と自己定義しているのに対して、被告らは「そのような身分」と勝手に言い換えたうえで、「そのような身分は法律上存在していないし、また社会的にも学術的にも定義が定まっていない」としています。被告らのいう「身分」はまったく未定義のままであり、問題のすりかえです。もう 1 つは、被告らは「法律上存在していない」「社会的・学術的に定義が定まっていない」から、原告らは「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」であることはあり得ないとしています。まったく、逆立ちした誤った論理です。法律があつて、または定義があつて、部落差別が存在するのではなく、部落差別の実態が厳然と存在するがゆえに、法律上の定義や、社会的・学術的な定義がなされていくのです。

本意見書は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」の諮問に対する 1965 年の「同和对策審議会答申」をはじめ、1969 年に始まる「同和对策事業特別措置法」など同和三法、1996 年の「地域改善対策協議会意見具申」、2000 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2002 年の「人権教育・啓発に関する基本計画」、2016 年の「部落差別の解消の推進に関する法

律」など、長期にわたる同和問題にかかわる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、法律が施行され、政策が遂行されてきたこと、その過程で、「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」がどのように定義されてきたのか、また「全国部落調査」が同和問題にかかわる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたかについて検証し、本件審理の一助となることを期するものです。

2. 1965 年の「同和対策審議会答申」

／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」などの現代的定義および歴史的定義

まず、1965 年の「同和対策審議会答申」（以下「答申」と略称）について検証します。周知のように、本答申は 1961 年に内閣総理大臣による「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受けて、1965 年に同和対策審議会が内閣総理大臣に「答申」したものです。

（1）前文／「同和問題」「関係地区住民」の現代的定義（第 1 の定義）

「答申」の前文は、「同和問題」について、次のように定義しています。

いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。

この前文では、「同和問題」が未解決に放置された課題として厳然と存在しており、このことは「日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる課題」であり、「その早急な解決が国の責務であり、国民的課題である」との基本認識を示しています。「答申」において、「同和問題」とは、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとして、明確にその現代的定義がなされています。これが「同和問題」についての第 1 の定義です。

前文では、さらに「関係地区住民」について、次のように述べています。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は付属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

審議会では、「同和問題」の実情把握のために「全国および特定の地区の実態の調査」を行った結果、「関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性」を改めて認識したというのです。

前文において、日本社会には「同和問題」が厳然と存在し、「同和地区」および「関係地区住民」の調査を行った結果、その経済状態・生活環境などが劣悪であることが明らかになったと述べています。

前文のいう「関係地区住民」とは、被告らという「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることは言うまでもありません。同和対策を国策として講ずべきとする「答申」において、「同和関係住民」すなわち「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」は明確に定義され、同審議会による「同和地区の実情把握」のための調査の対象とされているのです。

(2) 「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的定義（第2の定義）

「答申」「第一部 同和問題の認識」「一 同和問題の本質」では、さらに歴史を遡及し、「同和問題」を次のように再定義しています。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な問題である。

「同和問題」とは、歴史的に形成された「身分階層構造に基づく差別」により、「一部の集団」が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を保障されていないという深刻にして重大な問題としています。前文において「同和問題」の現代的定義（第1の定義）がなされたのに対して、「一 同和問題の本質」では「同和問題」の歴史的な発生にかかわる定義がなされたと言ってよいでしょう。

また、「一 同和問題の本質」では、上記の「一部の集団」の形成について、次のように定義しています。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身ながゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

上記の「一部集団」は、前述の「同和問題」の歴史的定義を踏まえて、「多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成」しており、現在でも、「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているとしています。なお、「最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するもの」が多くなっており、それらの人々も「伝統的集落の出身ながゆえに陰に陽に身分的差別」をうけているとしています。「同和問題」とは、共同体的集落を形成している人々の問題であるとともに、共同体的集落を離脱した人々の問題でもあるのです。「関係地区住民」の歴史的定義と言ってよいでしょう。「一 同和問題の本質」が定義した「一部集団」とは、被告らという「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」であることは言うまでもありません。

ん。

「一 同和問題の本質」では、さらに中世末期・近世初期に遡及して、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」について、次のように説明しています。

すなわち同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。

まず、「同和問題」は、「中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である」としています。主語と述語に齟齬がありますが、文意としては、「同和問題」は封建社会の歴史的條件に規制され、一定地域に形成された集落（同和地区）の問題であり、そこに居住する「同和地区住民」は「最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである」としています。すなわち、「同和地区」も「同和地区住民」も封建社会の一定の歴史的條件のなかで形成されたものとして、より厳密に歴史的に定義されていると言ってよいでしょう。ここでは、「前文」における「関係地区住民」は「同和地区住民」と言い換えられています。

なお、封建社会における「同和地区住民」とは、後述する「解放令」の文言に即して言えば、「穢多非人等」とされた被差別身分の人々のことと言ってよいでしょう。

（３）「一 同和問題の本質」／「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の歴史的・現代的定義（第３の定義）

「一 同和問題の本質」では、さらに、「同和地区住民」の歴史的変遷にかかわって、明治維新以降の「同和地区住民」について、次のように述べています。

しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち明治四年八月二八日公布された太政官布告第六一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放されるための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

封建時代に形成された「同和地区」および「同和地区住民」は、明治四年の「解放令」が形式的な解放にすぎなかったために、「封建時代とあまり変わらない状態のもとに絶望的な生活をつづけてきた」としています。封建制下の「同和地区」「同和地区住民」は、「解放令」が公布されたにもかかわらず、明治維新以降も封建時代とあまり変わらない境遇におかれたとしているのです。

さらに、「一 同和問題の本質」では、大正時代以降や、戦後社会にいたっても、「同和問題はいぜんとして未解決なままでとり残されている」として、次のように述べています。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

「一 同和問題の本質」では、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」とは、封建社会の最下級の身分集団として規定され、一定地域に形成された集落（同和地区）の問題、そこに居住する「同和地区住民」に対する差別の問題であり、明治・大正・戦後社会、そして今日にいたっても、「客観的事実」として存在しつづけているとしています。「同和問題」は、封建時代に形成され、近代・現代にも連続する社会問題であると再定義されていると言ってよいでしょう。「答申」は、第1の定義において、「同和問題」は現代的に定義し、第2の定義において、「同和問題」の形成を歴史的に定義づけ、第3の定義において、「同和問題」を封建時代から明治・大正・戦後から現代に連続する、歴史的・現代的な問題として再定義しているのです（第3の定義）。

なお、衆知のように、「答申」は「同和問題」についての同和対策審議会の基本的な認識を示すものであり、国は「答申」の基本的な認識に基づいて、1969年の「同和対策事業特別措置法」をはじめとする同和関連法令を施行し、関連政策を遂行していくことになります。

こうした「答申」の基本認識は、原告らの「部落住民・部落出身者」「被差別部落出身者」との自己定義を否定する被告らの「1 当事者適格性がないこと」などの主張に対する明確な反証と言うべきでしょう。

（4）「答申」における「全国部落調査」の評価と位置づけ

次に、「答申」において、「全国部落調査」が同和問題にかかわる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたかについて検証してみましょう。

「答申」「二 同和問題の概観」「（1）実態調査と同和問題」では、同和対策審議会が実施した「同和地区」に関する基礎調査と、戦前・戦後に実施されたいくつかの調査にふれて、次のように述べています。

同和対策審議会は調査部会を設け、昭和三十七年調査として昭和三十八年一月一日現在について同和地区（以下「地区」と称する。）に関する基礎調査を実施した。

これまで大正一〇年に内務省により「全国部落統計表」が作成され、昭和に入ってから、一〇年には中央融和事業協会によって、三三年（三四年に補正）には、厚生省によって調査が実施された。

なお三四年に文部省によって学童数、学級数などの調査が行われた。しかし、これらは各々特定の目的に答えるためのものであり、地区の所在地、世帯数、人口、職業などの点において必ずしも総合的な結果を示していない。

「(1) 実態調査と同和問題」において、同和対策審議会が実施した「同和地区」の基礎調査と、大正一〇年の内務省による「全国部落統計表」、昭和一〇年の中央融和事業協会の調査（これが「全国部落調査」です）、戦後の昭和三三年（三四年に補正）の調査は、おのおの特定に目的に答えるものとしつつも、「答申」が定義する「同和地区」にかかわる調査として、これらの調査は同列に扱われています。

これまでの調査結果と比較すると、地区数は昭和三三年調査より多いが昭和一〇年調査および大正一〇年調査および昭和一〇年調査よりは少なく、同和地区人口は逆に昭和三三年調査（三四年調査による補正值）よりも少なく昭和一〇年調査よりも多い。

また、「(1) 実態調査と同和問題」では、さらに、これらの調査における「同和地区」の地区数および「同和地区人口」が比較されています。これらの調査は、「全国部落調査」を含めて、「答申」が定義する「同和地区」にかかわる調査という共通性を持っていると言ってよいでしょう。

被告らは、「2 訴えの利益がないこと」において、「そもそも、原告らは『全国部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全国部落調査』の内容にも、一切原告らのことは触れられていない」としていますが、原告らは「答申」の定義する「同和地区住民」であり、「全国部落調査」は「答申」の定義する「同和地区」に関する調査であり、原告らは「全国部落調査」にかかる実質的な利害関係を有するものであり、「全国部落調査」の調査内容は原告らが居住する、あるいはかつて居住した「同和地区」にかかわるものであり、被告らの主張は明らかに誤りであると言ってよいでしょう。

なお、「答申」「二 同和問題の概観」「(1) 実態調査と同和問題」は、同和問題を解消するためにこそ、「全国部落調査」を含めて、戦前・戦後に実施された種々の調査を活用しようとしています。私自身の行政体験から言っても、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」にかかわる各種調査は、同和問題を解消するための同和行政・同和教育行政には必須のものです。国や自治体がこれらの調査を活用すれば、同和問題の解消にプラスに働き、被告らのように差別の意図をもって悪用・公開すれば、プライバシーを侵害し、差別を助長することになることをあらためて強調しておきたいと思います。

(5) 「答申」／差別は許しがたい社会悪、差別を司法的に救済する道の拡大

なお、「答申」「五 人権問題に関する対策」「(2) 具体方策」は、次のように述べています。

- I 差別事件の実態をまず把握し、差別は許しがたい社会悪であることを明らかにすること。
- II 差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること。

「答申」の「人権問題に関する対策」「(2) 具体方策」「I」は、「差別は許しがたい社会悪であるこ

とを明らかにすること」と述べています。「答申」は、被告らが「全国部落調査」の出版を目論み、「全国部落調査」をインターネットに掲出し、全国の地区情報を差別的な意図をもってアウティングすることが「差別」行為であり、「許しがたい社会悪」であることを明らかにしています。また、「原告らの裁判闘争は、「(2) 具体方策」「II」のいう「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を目指すものです。

「答申」の基本的姿勢は、被告らの「差別」行為を「許しがたい社会悪」と指弾し、原告らの裁判闘争を支持するものと言ってよいでしょう。

3. 同和三法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

さて、同和対策審議会の「答申」に基づいて、国は、1969年に「同和対策事業特別措置法」、1982年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」、1987年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を施行し、これらいわゆる同和三法に基づいて、国および自治体の同和対策事業が遂行されていくことになります。

(1) 同和対策事業特別措置法／「同和対策事業」「対象地域」「対象地域の住民」の定義

まず、1969年に「同和対策事業特別措置法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義を見てみましょう。

(同和対策事業)

第二条 この法律において「同和対策事業」とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(同和対策事業の目標)

第五条 同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

まず、「同和対策事業特別措置法」の条文には、「同和問題」の文言はありませんが、この法律の名称である「同和対策事業特別措置法」そのものが「同和問題」にかかる「対策事業」の事業を実施する特別措置法であることを示しています。また、第二条では、「同和対策事業」を明確にうたっています。「同和対策事業特別措置法」とは、「答申」の定義する「同和問題」にかかわる「対策事業」であることは言うまでもありません。

第一条「目的」では、「同和対策事業」の対象が「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下

「対象地域」という。）」であることを明示しています。ここでいう「対象地域」とは「答申」のいう「同和地区」であると言ってよいでしょう。

第五条「同和対策事業の目標」では、「同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによつて、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする」としています。ここでいう「対象地域の住民」とは「答申」のいう「同和地区住民」であると言ってよいでしょう。

1969年に「同和対策事業特別措置法」において、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」は「同和対策事業」「対象地区」「対象地区の住民」として定義しなおされているのです。

(2)「地域改善対策特別措置法（地対法）」「今後における地域改善対策について（意見具申）」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

次に、1982年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義を見てみましょう。

（目的）

第1条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

「地域改善対策特別措置法（地対法）」の第一条（目的）は、ほぼ「同和対策事業特別措置法」の第一条（目的）をほぼ踏襲しており、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）」の文言は、「答申」のいう「同和問題」「同和地区」を、「対象地域における（中略）住民」は「答申」のいう「同和地区住民」を踏襲しています。

次に、1987年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」を見てみましょう。

（地域改善対策特定事業）

第2条 この法律において「地域改善対策特定事業」とは、旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号。以下「旧地域改善法」という。）第1条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業で政令で定めるものをいう。

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の第二条「地域改善対策策定事業」は、ほぼ「地域改善対策特別措置法（地対法）」の第一条（目的）を踏襲しており、「同和問題」「同和地区」にかかる基本認識も踏襲しています。

なお、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」には、「同和地区住民」「対象地域の住民」の文言は見られませんが、同法の施行に先立って、1886年に出された地域改善対策協議会の「今後における地域改善対策について（意見具申）」「2. 地域改善対策の今日的課題」「（2）今日的課題を達成するための方策」は、次のように述べています。

同和関係者の自立、向上の精神のかん養は、今後の啓発の重要な目標のひとつとして取り上げられる必要があります、そのための積極的な啓発活動が推進されなければならない。また、同和関係者の自立意欲の向上のための民間運動団体の取り組みに期待するところは大きい。

1986年の「今後における地域改善対策について（意見具申）」における「同和関係者」とは、「答申」のいう「同和地区住民」のことです。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」においても、「答申」のいう「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は踏襲されているのです。

4. 一般対策移行後の関連法令などにおける「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

1969年の「同和対策事業特別措置法」、1982年の「地域改善対策特別措置法（地対法）」、1987年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」、これらいわゆる同和三法は2002年に終了し、同和対策事業は特別対策から一般対策に移行することになります。地域改善対策協議会では、特別対策から「一般対策への円滑な移行方策等」を審議する機関として「総括部会」を設置し、1996年、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について（意見具申）」（以下「意見具申」と略称）を出します。

（1）1996年の「意見具申」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

「意見具申」「別添 地域改善対策協議会 総括部会報告書」は、「一般対策への円滑な移行方策等」の審議にあたって、次のような基本姿勢を明らかにしています。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

「意見具申」によれば、「答申」の「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなけれ

ばならない」との指摘を受けて、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としています。

「意見具申」は、「答申」の「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」との基本姿勢を踏襲しつつ、「部落差別」が現存しているとの基本認識を強く持っていることに注目したいと思います。

そうした基本認識に基づいて、「意見具申」「1 同和問題に関する基本認識」は、「同和問題」について、次のように述べています。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

「意見具申」は、「昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない」としており、「答申」の「同和問題」の基本認識を踏襲していることが確認できるでしょう。

さらに、「意見具申」「2 同和問題解決への取組みの経緯と現状」「(2) 現状と課題」は、「同和地区」について次のように述べています。

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

「意見具申」が「答申」の基本認識を踏襲しているように、「意見具申」のいう「同和地区」とは、「答申」の「同和地区」を踏襲しています。

さらに、「意見具申」「2 同和問題解決への取組みの経緯と現状」「(2) 現状と課題」は、「同和地区住民」について次のように述べています。

同和地区の人であるということで約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

「意見具申」の「同和関係者」とは「同和地区の人」であり、「答申」の「同和地区住民」を踏襲しているのです。

このように、特別対策から一般対策への移行の画期をなす 1996 年の「意見具申」は、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民（同和関係者）」を踏襲するものであり、以後、一般対策移行後の関係法令においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民（同和関係者）」の定義を踏襲することになります。

(2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

2002 年に同和三法が期限切れすることになりますが、特別対策から一般対策への移行に先立って、2000 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されます。

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

同法は、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ」て、国・地方公共団体及び国民の責務として、「人権教育及び人権啓発に関する施策」を推進することを目的としています。上記の「社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等」に「同和問題」が含まれることは言うまでもありません。

実際、2002 年の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「計画」と略記する）「第 4 章 人権教育・啓発の推進方策」「2 各人権課題に対する取組」「(5) 同和問題」では、次のように述べています。

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3 本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、

物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

(中略)

地域改善対策特定事業については、平成 14 年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

「計画」において、「同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ」とされており、「計画」のいう「同和問題」「同和地区」とは、「答申」の「同和問題」「同和地区」を踏襲しています。

なお、「計画」には、「同和関係者」などの文言はありませんが、「計画」「(5) 同和問題」「⑦」では、次のように述べています。

- ⑦社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成 8 年 5 月 17 日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）

「計画」が「平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意」と言っているのですから、「⑦」のいう「住民交流」とは、「同和関係者」と「同和関係者以外の者」との交流を示しています。「計画」においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は基本的に踏襲されていると言ってよいでしょう。

5. 「部落差別解消法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義

さて、最後に、2016 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消法」と略記する）について、見てみましょう。

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的 人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別 の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、 もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

「部落差別解消法」の第一条（目的）には、「同和問題」の文言はありませんが、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」としているのですから、「答申」の「同和問題」と「部落差別解消法」の「部落差別」とはまったく同義と言ってよいでしょう。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の 協力を得て、部

落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「部落差別解消法」の第六条（部落差別の実態に係る調査）には、「同和地区」の文言はありませんが、「答申」における同和対策審議会が行った「同和地区」調査や、「意見具申」における地域改善対策協議会が行った「同和地区実施把握など調査」を踏まえると、「部落差別解消法」のいう「部落差別の実態に係る調査」は、「答申」「意見具申」のいう「同和地区」にかかわる調査にほかなりません。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

「部落差別解消法」の第四条（相談体制の充実）・第五条（教育及び啓発）には、「同和地区住民」「同和関係者」の文言はありませんが、「部落差別に関する相談」の主体は「意見具申」のいう「同和関係者」「同和関係者以外の者」であり、「必要な教育及び啓発」の対象もまた「意見具申」のいう「同和関係者」「同和関係者以外の者」であると言ってよいでしょう。

このように、「部落差別解消法」においても、「答申」の「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義は基本的に踏襲されているのです。

6. まとめとして

ここまで、1965年の「同和対策審議会答申」、1969年に始まる「同和対策事業特別措置法」など同和三法、1996年の「地域改善対策協議会意見具申」、2000年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2002年の「人権教育・啓発に関する基本計画」、2016年の「部落差別の解消の推進に関する法律」など、長期にわたる同和問題にかかわる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」について明確な現代的な定義および歴史的な定義がなされてきたことを検証してきました。

また、「答申」において、戦前の大正期の「全国部落統計表」や、昭和10年の「全国部落調査」や、戦後の昭和33年（34年に補正）調査は、同和対策審議会が行った基礎調査は、共通して、「答申」のいう「同和地区」「同和地区住民」の調査であると評価し、位置づけていることを検証してきました。

冒頭で指摘したように、被告である示現舎合同会社、宮部龍彦、三品順らは、平成28年6月28日付の「答弁書」において、「第2 本案前の抗弁の理由」「1 当事者適格性がないこと」において、「部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることはあり得ない。／その上で、本件の請求は、部落解放同盟らが『部落住民・部落出身者』ないしは『被差別部落出身者』であることを前提にしているため、部落解放同盟らは原告適格を欠いている」としています。また、「2

訴えの利益がないこと」において、被告らは「そもそも、原告らは『全国部落調査』に係る法律上の利害関係を有していない。『全国部落調査』の内容にも、一切原告らのことは触れられていない」としていますが、ここまでの検証作業によって、これら被告の主張が明らかに誤ったものであることは明白です。

最後に、裁判所に対して、被告らの同和地区情報をアウトティングするなどの部落差別行為を「社会悪」（「答申」）としてこれを許さず、「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大する」（「答申」）ことに寄与するとともに、被差別当事者を擁護するという法の本来の目的に沿った判断をお願いして、本意見書のまとめとします。

略歴・著書・論文

氏名 吉田 勉（よしだつとむ）

略歴

- 1968年3月 東京都立石神井高等学校卒業
1973年3月 埼玉大学教育学部中学校過程社会科卒業
1974年3月 埼玉大学教育学部研究生修了
同 4月 大宮市役所入職（一般行政職）、2001年に合併によりさいたま市に。
2004年4月 慶應義塾大学文学部特別招聘講師（現職）
2008年3月 さいたま市を定年退職
同 4月 さいたま市教育委員会再任用（翌年3月退職）
2009年4月 東日本部落解放研究所・事務局長（現職）
2013年4月 学習院大学経済学部非常勤講師（現職）

著書

- 共著『叢書〈産む・育てる・教える－匿名の教育史2〉〈家族－自立と転生〉』、1991年、藤原書店
共著『東日本部落解放研究所・歴史論集／東日本の近世部落の具体像』、1992年、明石書店
共著『込皆戸の歴史と生活／粕川村込皆戸地区・歴史調査報告書』、1994年、東日本部落解放研究所
共著『埼玉の部落－歴史と生活』、1997年、埼玉県同和教育歴史教材編集委員会
共著『部落史研究5 地域史研究と被差別民史の接点』、2000年、解放出版社

論文

- 「惣村型・男女参加型文化と階層型・家父長型文化－石造物に見る近世村落文化の変容－」、『信濃』第42巻、1991年、信濃史学会
「近世後末期における被差別部落の支配・経済・社会・文化状況について－大宮および埼玉を中心に－」
『東京部落解放』第67号、1990年、東日本部落解放研究所
「近世の子供組」、『比較家族史研究』、1991年、比較家族史学会
「関東 戦国期被差別民衆と近世賤民身分制－関東・九州・畿内を対照させつつ－」、『部落解放』第357号、解放出版社
「歴史教材『埼玉の部落－歴史と生活』の刊行について－部落史見直しの方法意識にふれつつ－」、『明日を拓く』第17・18号、1997年、東日本部落解放研究所
「嘉永四年の「ヒューマンライツ」－近世被差別部落の歴史像をめぐって－」、『解放研究』第13号、2000年、東日本部落解放研究所
「幕末維新期の人権・差別・地域社会－「〈差別／交流〉の同在性」の方法化をめぐって－」、『解放研究』第14号、2001年、東日本部落解放研究所
「国土・境界・神仏習合・ケガレ（上・中・下の1・2・3）」、『明日を拓く』第46～58号、2003年～、東日本部落解放研究所

- 「江戸時代の長吏村落の手習い塾ーリテラシー・闘う「自由」ー」、『明日を拓く』第72号、2008年、東日本部落解放研究所
- 「構造的・動態的な部落史の可能性ー『大阪の部落史』近世編を読んでー」、『部落解放』第613号、2009年、解放出版社
- 「戦後アジアのなかのジェンダー・部落問題への問題提起に立ち会う(上)」、『明日を拓く』第90号、2007年、東日本部落解放研究所
- 「戦後アジアのなかのジェンダー・部落問題への問題提起に立ち会う(下)」、『明日を拓く』第94号、2008年、東日本部落解放研究所
- 「部落差別・弾左衛門・浅草ー出版された古地図の「穢多村」記載をめぐってー」、『すいへい・東京』No. 38、2012年、東京部落解放研究所
- 「部落史の何が見直されているかー差別が繰り返される理由を考えるー」、『すいへい・東京』No. 40、2013年、東京部落解放研究所
- 「前近代部落史研究の課題と展望」、『部落解放研究』NO. 200、2014年、部落解放・人権研究所
- 「近世そして近現代、周縁化・不可視化される部落ー東京東部エリアの部落史を中心に」、月刊『部落解放』第747号、2017年10月号、解放出版社
- 「部落差別の主題化と歴史学的アプローチー部落差別の特性としての「穢れ視・動物視・人外視」という仮説ー」、『解放研究』第29号、2017年、東日本部落解放研究所

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号
損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

証 拠 申 出 書

2018 年 8 月 13 日

東京地方裁判所第 13 民事部合 B 係御中

原告ら代理人弁護士 河 村 健 夫



同 山 本 志 都



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



第 1 証人尋問の申し出

1 証人の表示

〒192-0364 東京都八王子市南大沢 1 丁目 1 首都大学東京法学部

木村 草太（首都大学東京法学部教授。同行・主尋問 30 分）

2 証すべき事実)

被告らの行為により侵害された原告らの人格権の内容及び侵害によって生じた原告らの損害

3 尋問事項

- (1) 経歴など人定事項
- (2) 「差別されない権利」とはなにか
- (3) 「差別されない権利」と日本国憲法14条との関係
- (4) 「差別されない権利」は過去の裁判例においてどのように取り扱われていたのか
- (5) 被告らが出版を予定しインターネットに掲載した情報の性質
- (6) 被告らの行為が現在存在する差別を助長すること
- (7) 被告らの行為により原告らの「差別されない権利」がどのように侵害されたのか
- (8) その他関連事項

第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

埼玉県さいたま市岩槻区本丸4-5-55

吉田勉（同行・主尋問30分）

2 証すべき事実

- (1) 国の同和問題にかかわる審議会組織の答申・意見具申や国の法律・政策において、部落差別が厳然と存在するとの基本認識に基づき、法律が施行され、政策が遂行されてきたこと。
- (2) その過程で、「部落住民・部落出身者」ないしは「被差別部落出身者」がどのように定義されてきたのか。
- (3) 「全国部落調査」が同和問題にかかわる調査としてどのように評価され、位置づけられてきたか。

3 尋問事項

- (1) 証人の経歴及び研究成果など
- (2) 「同和対策審議会答申」について
- (3) 同和三法における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (4) 一般対策移行後の関連法令における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (5) 「部落解消基本法」における「同和問題」「同和地区」「同和地区住民」の定義
- (6) その他関連事情一切

以上